

## 《中断期間について》

修学研修資金の返還が免除されるためには、貸与期間の1.5倍の期間を県内の特定病院で従事する必要がありますが、次のようなケースは中断期間として認められます。

i) 疾病・災害で業務に従事できない期間 ii) 育児休業の期間	実際にかかった期間
iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間※1) iv) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間	中断上限5年
v) 後期（専門）研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間※2) vi) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間	中断上限3年

※1 社会人大学院生などで、特定病院で診療に従事している場合は、従事必要期間に含まれることがあります。詳細については、医務課医師確保対策室までお問い合わせください。

※2 県内病院が基幹病院となる後期（専門）研修プログラムの一環として勤務する場合のみ、中断期間となります。

## 《キャリアプランのイメージ》

研修医 (臨床・専門)					研修（臨床・専門）終了後									
臨1	臨2	専1	専2	専3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
貸与期間 (4年)		特定病院に勤務												
貸与期間 (2年)	特定病院に勤務	県外病院での専門 (後期) 研修	特定病院に勤務											
	貸与期間 (2年)	特定病院に勤務	大学院で研究			特定病院に勤務								
		貸与期間 (3年)	特定病院に勤務	育休	特定病院に勤務									
		貸与期間 (4年)	特定病院に勤務			専門知識修得のための 特定病院以外での勤務			特定病院に勤務					
	貸与期間 (3年)	特定病院に勤務	海外留学				特定病院に勤務							

※1 貸与期間の2倍の期間のうち、貸与期間の1.5倍の期間を県内の特定病院で従事することで、修学研修資金の返還が全額免除されます。 Ex. 貸与期間2年 → 4年の間に3年を特定病院で従事（中断期間は含まず）

※2 特定病院の一覧については、HP記載の（4）特定病院（知事が指定する県内の公立病院等）を参照。

## 《県内の臨床研修病院》 計14病院（R8.4.1現在）

1 群馬大学医学部附属病院	8 SUBARU健康保険組合太田記念病院
2 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	9 館林厚生病院
3 前橋赤十字病院	10 独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
4 伊勢崎市民病院	11 公立藤岡総合病院
5 利根中央病院	12 医療法人社団日高会日高病院
6 桐生厚生総合病院	13 群馬県済生会前橋病院
7 公立富岡総合病院	14 独立行政法人国立病院機構渋川医療センター

## 《特定病院》 計89施設（R8.4.1現在）

1 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	5 社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院
2 国立大学法人が開設する病院	6 臨床研修病院（基幹型・協力型）
3 地方公共団体（組合含む）が開設する病院	7 へき地診療所
4 日本赤十字社が開設する病院	8 二次救急輪番病院